

## 第19回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成25年4月22日（月）午後2時～午後3時50分

2 場 所 大阪市役所屋上階 P1会議室

3 出席者

○ 委 員 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫

委員 上島 佳之

〃 吉田 豊

〃 吉村 八重子

○ 大 阪 市

山本環境局事業部長

金箱環境局事業部事業管理課長

城戸環境局事業部事業改革担当課長代理

4 会議録

（事務局：事業管理課担当係長）

それでは、定刻が参りましたので、ただ今から第19回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部事業管理課、担当係長の平田でございます。どうぞよろしく願いたします。

本日の出席状況の御報告でございますが、本日御欠席の連絡をいただいておりますのは、大久保委員長代理、佐竹委員、田中委員でございます。

本委員会の開催は大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項により、委員の半数以上の出席がなければ開催ができませんが、本日は委員7名のうち4名の出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることを御報告申しあげます。

また、本日の傍聴者は3名です。また、報道関係者もこの3名とは別で取材に入っておりますこともあわせて御報告いたします。

次に、議事等に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

続きまして、この度、4月1日付の人事異動に伴いまして、事務局におきまして、異動がありましたので、御紹介させていただきます。

なお、御紹介は、環境局の着任者のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、環境局長が玉井から山本に異動いたしました。山本につきましては、本日、他の公務により御挨拶できませんけれども、よろしくお願いいたします。

事業部長の山本でございます。

(山本事業部長)

事業部長の山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：事業管理課担当係長)

本委員会の事務局を担当いたします、事業部事業管理課長の金箱でございます。

(金箱事業管理課長)

金箱でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局：事業管理課担当係長)

それでは議事に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

はい、それでは、委員会の進行を務めさせていただきます。皆様の御協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、傍聴の方に申しあげますが、本日、公開で行われておりますけれども、受付で配付されました傍聴要領を遵守いただきますよう、よろしく願い申しあげます。

それでは、議事に入らせていただきます。

路上喫煙禁止地区にかかる考え方についての引き続きの御審議と、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の新規応募団体の審議をお願いします。

まず、「路上喫煙禁止地区にかかる考え方」について、関係者の御意見を伺った後に、審議することにいたしたいと思います。

事務局から、本日、お越しいただきました皆様の御紹介をお願い申しあげます。

(金箱事業管理課長)

私、先ほど紹介いただきました大阪市環境局事業管理課長の金箱でございます。今後とも、よろしく願いいたします。

それでは、本日、御意見をいただきます、皆様を御紹介させていただきます。

まず、「たばこ市民マナー向上エリア制度」で、平成23年度から、東淀川区相川で御活動いただいております、「「学生の街、相川」マナー向上委員会。」事務局で、学校法人 大阪成蹊学園学生部長の鳥居様でございます。よろしく願いいたします。

(鳥居様)

よろしく願いいたします。

(金箱事業管理課長)

また、同じく平成23年度から、北区茶屋町で御活動いただいております、「北梅田地区まちづくり協議会」代表幹事の藤原様でございます。

(藤原様)

藤原です。どうぞよろしく願いいたします。

(金箱事業管理課長)

同じく、アドバイザーの吉田様でございます。

(吉田様)

吉田です。よろしくお願いいたします。

(金箱事業管理課長)

また、大阪市関係でございますけれども、北区役所から、高村経営戦略担当課長でございます。

(高村北区経営戦略担当課長)

高村でございます。本日は、北区長、急な公務により出席できず、私、代理で参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

(金箱事業管理課長)

また、都島区の田畑区長でございます。

(田畑都島区長)

田畑でございます。よろしくお願いいたします。

(金箱事業管理課長)

以上、皆様、非常にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。後ほど、御意見を伺う形になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、御意見を伺う前に、本日、お越しいただきました経緯につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思えます。

まず、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体から、2つの団体の方にお越しいただいておりますけれども、この団体の方につきましては、大阪市内で積極的に御活動いただいておりますさまざまな団体に対しまして、私ども事務局から、御出席のお願いをいたしました所、この2団体様におきまして、快く御了承いただきました。

お忙しい中にもかかわらず、本当にありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼申しあげます。

まず、「「学生の街、相川」マナー向上委員会。」の御説明ですけれども、これは、東淀川区の相川におきまして、短大、高校、そういう学校と学生、それから、地元の商店会、地域、これらが参画されて活動されておられる団体でございます。市内の他の団体には、こういった構成の団体はないことから、他にはないような御苦勞もおありだと思います。この後、貴重な御意見をいただけるものと期待しております。

また、「北梅田地区まちづくり協議会」でございますが、北区の茶屋町を中心といたしまして、北梅田地区が活動区域となっております。大阪駅周辺は開発がどんどん進みまして何かと注目され、また、この路上喫煙関係に関しましても、いろいろと注目を浴びるところかと思っておりますけれども、その大阪駅北側の都心部での活動について、実際に活動をしておられる中での率直な御意見が伺えるものと期待しております。

次に、大阪市関係の北区と都島区の方にお越しいただいております経過ですけれども、お手元の資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。

標題といたしまして、「各区における「路上喫煙禁止地区」の指定の意向について」となっております。本日の委員会の審議、今後の審議等に資するために区役所の御協力をいただきまして、先日、大阪市の全24区に路上喫煙禁止地区指定の意向調査を実施した所でございます。

その結果が、この12ページに記載させていただいております。

まず、禁止地区の指定につきまして、希望するという区は、現在のところ8区、全体の3分の1でございます。希望しないところは10区、今後、検討というのが6区でございますが、これは現時点で、あくまでも短期間の調査ということでの意向ということで、本日の意見、並びに今後の動向によりまして、それぞれ改めて検討していくことが考えられるという状況でございます。

従いまして、このように現時点では、調査期間の短いということもありまして、それぞれの区におきます意向というのは、必ずしも確定したものではありませんので、次の2つ目の丸のところに、指定を希望する8区の指定希望区域の特徴ということで、

それぞれを区別で挙げてはおりますけれども、具体の区の名称につきましては、本日は、控えさせていただきたいと思います。A区、B区というような形で、それぞれの希望区域の特徴を事務局で判断して記載するという形で、御了承いただきたいと思います。

これにつきまして、簡単に御説明いたしますと、駅の周辺を指定希望区域にしていきたいという区が6区あると。続いて、2段目の交通量の多い道路を指定区域として考えていきたいというのが3区、公園が2区、商店街が1区ということで、一番下の所に区内全域を禁止指定区域にと考えたいというのが1区あるというのがこの表でございます。

次に、3つ目の丸でございますが、指定を希望する8区の指定理由の特徴ということで、これも、希望する区が多い特徴から順番に書いております。

「人が多く集まる場所」で、やはりそういう所を禁止区域として指定したいということや、「受動喫煙、ポイ捨て等の苦情がある」、また、大阪市の「市民の声」という制度がございますけれども、そういう所の「市民の声」の投書というか、そういうふうな要望が多いという所から希望したいということでございます。

あと、順次、下に書いてあるとおりの内容で、それぞれの理由がございます。

こういうふうな形の調査を行いました上で、本日、この希望される8区から、私も事務局の方で北区さんと都島区さん、それぞれお忙しい中ではございますけれどもお越しいただき、後ほど、貴重な御意見、お考えをお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

以上、簡単でございますけれども、本日、お越しいただきました皆様を御紹介させていただきます。

以上でございます。委員長、よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

それでは、それぞれ今日御出席の皆様から御発表いただきました後に、委員の方からの質疑応答の時間を設けたいと思います。

発表から、質疑応答まで1つの御意見につき、約20分を目安にお願いを申し上げます。それぞれ、質疑応答まで終わりましたら、発表された皆様は御退席されましても結構でございますし、そのまま傍聴者として御在席いただいても結構でございます。ただし、御在席いただきましても、御発言はしていただく機会は、多分ないだろうという風に思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、まず、「「学生の街、相川」マナー向上委員会。」の鳥居様からよろしくお願い申し上げます。

(鳥居様)

鳥居でございます。よろしくお願いいたします。

まず、「「学生の街、相川」マナー向上委員会。」という名前なんですけれども、お手元の資料、3ページです。相川地区の人口ということでお示しさせていただいているのですが、相川の町内会3町ございますが、これが、人口で3,700名余り。私ども、大阪成蹊大学、大阪成蹊短期大学という2大学持っておるのですが、これが、それぞれの数字でございます。

もう一つ、高等学校がありまして、合わせて3,800名が昼間に学生が来ておると。それともう一つ、隣に大阪高校という高等学校がございますので、こちらも1,500名ほどの学生数を擁していると。だから、昼間の人口が、学生数の方が圧倒的に多いというようなことで、地元の方から、相川というのは、学生の街だという風に言っていただきまして、逆に責任があるところがございまして、このような名称をつけていただいたということでございます。

それで、1ページに、たばこ市民マナー向上エリアのエリアを示させていただいているのですが、これが、北側に安威川、南に神崎川ということで、ちょうど三角州のような状況になっておりまして、エリア自体を、相川の街全体をマナー向上委員会の

エリアに指定させていただいております。これは、地理的に区画が決めやすかったというような所があるかと思えます。

私どもの大学は昭和26年に設立され、女子短期大学からスタートしております。2003年に男女共学の大学、大阪成蹊大学を設立しまして、その時から、短期大学も男女共学となりました。

学生は、未成年、成人混じっておりますので、受動喫煙について、多々社会問題化される中、私どもの方でも、禁煙指導あるいは禁煙教育、また、喫煙のマナー指導と言ったところで苦勞していたところございました。健康増進法による教育機関の喫煙禁止が提唱され、学内における喫煙場所の設置による分煙指導を実施するなど受動喫煙防止の策を講じてまいりましたが、平成23年に本学園もキャンパス内全面禁煙の指示もございましたので、それに向けて学内の禁煙運動を進めておりました。ところが、キャンパス内の指導だけでは、どうしてもドーナツ化やキャンパスの周囲に喫煙者が出てくる、ポイ捨てが出てくるなど、近隣地域の方にご迷惑がかかるということで、どのように指導をすればよいのか頭を悩ましていたわけです。そのような折、大阪市の「たばこ市民マナー向上エリア制度」を知り、担当の方にご連絡させていただきました。7月に申請手続きをし、その年に認可していただいたという流れでございます。

ですから、地域の方と、我々学生、学校関係者が一体となって活動をしておるといようなのが特徴かなと思っております。

それで、平成24年度の活動につきましては、2ページ、3ページに示させていただいていますように、4月が大体3回から4回。あと、夏休み、冬休みを除きまして、月始め1回を最寄りの阪急 相川駅前啓発活動ということで進んでおります。トータル、昨年度は13回、マナー向上キャンペーンを行い、その運営についての委員会を4回実施したということでございます。

地域的にもまとまりやすい、活動しやすいエリアとは思っておりますが、活動して



いる中でも、さまざま懸念事項もあると感じています。たとえば、学生と一般市民の方、通勤の方が居られる中、禁煙運動を実施している横で煙草を吸いながら通行される方にティッシュを手渡してやんわりとご協力をお願いするとか、また、東淀川区の相川という所は、橋を渡りますと吹田市に隣接しておりますので隣の市の方との関係も配慮しなければいけないのではと言ったところです。

それで、このマナー向上委員会の中で、メンバーの皆さん方に、今回の対策委員会で発言をさせていただくに当たりまして御意見を伺いました。

意見としては、たばこを吸わない方向、路上での禁煙というのは大賛成だということでございます。また、東淀川区内でも、他の活動団体等とも交流できるような場を持ってもらう、あるいは、そういう場をつくっていただければ、また、なお活発になるのではないかという御意見がございました。

それと、マナーエリアを明示できるように工夫してほしいということです。今、「のぼり」をいただいたり、「ポスター」をいただいたりということで、各場所に掲示、あるいは明示をしていますが、はっきりとここからマナーエリアだというような所が示されていないというのが現状でございます。相川地区は、特に、周囲を川で囲まれていますので分かりやすいのですが、街の入り口にはっきりとした看板を建てていただきたい、そのような話も出ておりました。

大阪市全体、あるいはこの禁煙地域が広がるということにつきましては、もう大阪市全体でそういう取り組みをなされるということであれば大いに賛成で、協力はさせていただきたいのですが、PRを徹底してほしいと思います。段階的にPRを徹底しながら、そういう方向に向けていってもらったらいのではないかということで、大阪市全体が禁止地区ということの方向で考えてほしいとの御意見が多数占めておりましたので、御報告させていただきました。

私からは、以上でございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見、あるいは御報告に関しまして何か御質問等がございましたらどうぞ。

(吉村委員)

この学生の街の相川というこれを見せていただきまして、とってもいい方向で、これひと月に4回も5回もこういうマナーの徹底をされているということは、大変いいと思います。

それで、学生さんだけではなく、それをしていることに対して周囲の市民の方も見ておられて、大変、感動されるのではないかと思います。ちょっと私、気になりますのが、ティッシュの配布が毎回500か600というのは、相当なお金がかかると思うのです。それを、これずっと続けて、どこから出ているというのは言っていないけれども、やっぱりこの費用が普通にかかっているのがちょっと大変だなと思いますので、これ続けてずっとやって来られたのですけれども、今度、また、これを続けて2013年のほうもやって来られていますので大変だなと思いますけど、私らで協力できる範囲のものが何かございましたらできたらいいなと思ひまして、一応、御提案させていただきました。

(鬼追委員長)

今の御発言について何か、それに関するものでありましたら何でも結構でございます。いかがでしょうか。

費用が相当額かかっているのですか。

(城戸事業改革担当課長代理)

費用のお話が出ましたが、大阪市の方で、毎年各団体の活動を計画いただきまして、それに基づいて配付等させていただいております。団体の規模等に応じて違いますけれども、それぞれ、創意工夫を重ねていただきながら取り組んでいただいていると理解しております。特に、4月とかになりますと、新たな方もいらっしゃいますの

で、1人ひとりに手元に持っていただくということでは、いいツールの一つかなとは考えている所でございます。

(鬼追委員長)

市の方から援助されているのは、額はさまざま。要するに活動の内容によって違うのですか。

(城戸事業改革担当課長代理)

規模とかそういうのが違いますし、頻度ももちろん違います。最近で言いますと、なかなかこういう啓発経費ってお金が出ないのですけれども、一般的には、通行人に対してはティッシュとか、呼びかけのチラシとか、あるいは通常の掲示物としましては、のぼりとか、あるいは昔でしたらシールもございましたけれども、大体、のぼりとかポスターで呼びかけていただくということになっております。

(鬼追委員長)

他にいかがでございますでしょうか。何かございませんでしょうか。

(吉田委員)

大学の事務局の先生ということで、大学が中心になってかと思うのですけれども、このキャンペーンの参加者数は一桁位が毎回ですね。委員会は、どういう方々で構成されているのか、地域住民、あるいは商店街とか入っておられるのか、その地元の方々のこの活動に対する参画意欲ですとか、そういったものはどのようにお感じになっておられますか。

(鳥居様)

人員は、平成25年度は19名登録していただきました。相川町会の振興町会、これがお3方。それと、もう一つ、相川オリーブ町会というのがございまして、これがお二人。それと、商栄会の方がお二人。あとプラスで防犯の関係であるとか、そういう地元の方がトータルで10名おられます。学校関係は、大阪高校で1名、成蹊高校で1名、大学関係が7名でございます。そのような構成です。

キャンペーンの時は、この委員も勿論なんですが、婦人部の方が出て来られまして、交代で出て来られます。それと、我々の学生も何人か連れて行ったりというようなことで、大体、12、3名位が出て来ていただいています。

(吉村委員)

キャンペーンの参加者の人数、ここに書いてはるのですが、これだけの人数でやってはるのですね。

(鳥居様)

そうです。

(吉村委員)

私らも他でいろんなことをやっていますけれども大変なんです。このティッシュをこのごろ受け取ってくれない人が多いので、それでティッシュ以外に何か他の物と考えますけれども、他の物で、例えばぬれティッシュでしたらパッと受け取って、普通のティッシュはなかなか受け取らないのですけれども、これだけの方で、去年度からキャンペーンされている方が何人も御協力されているというので、効果がどれだけ上がったかというのも、やっぱり私たちが知りたい所なのです。

だから、また、今年度もやってなされるから、私たちとしてもこの効果が出てきたのか知りたいなと思ったのです。

(鬼追委員長)

その効果っていうのは何ですか。

(吉村委員)

結局、これを配って、どれだけの反響があって喫煙者が少なくなったかとか、そういうことを言っているのです。配った地域や、地域で配ったことが学校にもどれだけの反響があったかとか。

他のことと違いまして、これは、大変微妙です。マナーのことは。だから、市役所の職員もたばこを全然持たなくするようになりました。だから、ちょうど学校の生徒と

一緒です。でも、そうしたらたばこを吸いに行かないようになりましたやんか。

だから、そういうのを、地域の学生たちがどういように感じられているかとか、そんなことが、今後、効果が出てくると違うかなというようにございます。

(鬼迫委員長)

学校とは、どういう風に連携しておられるのですか。

(鳥居様)

学生、教職員がこのキャンペーンに参加するということ、それとクリーンキャンペーンもやっておりまして、学生会が地元の清掃活動を行うこともやっております。

効果の測定が我々も知りたい所は勿論なんです。それで、このキャンペーンをやった後に、大体30分かけて委員の方が清掃と一緒にやっているのですが、これがなかなか、吸い殻などごみが少なくならないのが現状です。

ただ、休みや回数によるのですが、この4月も何回かやっておりますので、だんだんごみは少なくなっているのですが、これはもう追いかけてっこという風な状況です。これも実態だと思います。

(吉村委員)

せやけど、し続けなだめですよ。

(上島委員)

今、貴重な御意見をいただきましたけれども、結果、効果、これは大変難しゅうございます。しかし、対策をずっとやっている以上、まず、大阪市は御堂筋が罰則規定になって、はっきりこれは規定という事実があります。それから、順次、こういう風にまちの中で、あちらこちらでマナー活動が繰り広げられておりましたら、やはり、一般の喫煙者がここ吸うていいのかなとか、いろいろそういう風なお言葉も出ています。徐々に増えているのです。

だから、そのマナーということについては、大いに啓発活動をされたらいいのです。実は、私の店の近くでは、大阪市の環境局がわざわざこういう板に足を立てて、ここ

はマナーエリアですよという風を書いて何本か立てていただきました。やはり、それも効果の一つでございます。

それから、これはちょっと今日の議題には外れるのですが、この間も新聞を見ましたら、大阪市はたばこをポケットに入れている市の職員さんが、大阪市に登庁するときには、たばこをポケットに入れて入ったらいかんと。もし、持ってきたら上司に預けると。これはどうかと思います。たばこは個人の嗜好品なんです。ニュースなどを見ていると、地下鉄で云々、学校の先生が云々かんぬんと言って、たばこをちょっと吸っただけでいろんな規制がありまして、これは、本当に余りにもきびし過ぎるのではないかなと、僕は個人的にそう思っているのですが、こういう場で、そういう話をするのは、ちょっと筋違いかもしれませんが、やっぱりたばこというものは、心の一服なのです。安らぎなのです。これは、心を癒やすものなんですから、余り重箱の隅をつつつくようなことを止めて、やはりマナーを重点的に活動した方がいいと思うのです。

だから、今、各地でやっていただいているティッシュの配布もさることながら、大変な労力だと思うのですが、そういうことを継続化していくことが、自然と皆さんに御理解できるのではないかなと思っております。

どうも、相川地区ありがとうございます。

(鬼追委員長)

他の方、いかがでしょうか。

特にございませんでしたら、鳥居様の御意見報告を伺って、次に進みたいと思いますが、よろしいですか。他に何かございますか。

(鳥居様)

特にございません。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

それでは、次に、「北梅田地区まちづくり協議会」の藤原様と吉田様、お二人よろしくお願ひ申しあげます。

(藤原様)

藤原の方で説明させていただきます。

お手元の資料の5ページになるかと思いますが、「北梅田地区まちづくり協議会」ということで、我々が活動しているエリアは、ちょうどJR大阪駅、阪急梅田駅の北東部に当たります。茶屋町、あるいは、鶴野町、そういった所を活動の範囲としております。

まちづくり協議会そのものは、次のページに少し書かせていただいておりますが、6ページの下の方に少し記載させていただいておりますが、まちづくりの協議会としましては、1980年、30年以上も前に設立された古い団体でありまして、勿論たばこのことというのは、最近の昨年からはじめた訳ですが、それ以前からまちづくりに関して、いろんな活動をさまざまにして来ておりました。

現在の所、この協議会に参加している企業様や住民の方、合わせて42社、42名ほどいらっしゃいます。

協議会の活動、どんなことをしているのかというのは、7ページの上の方に少し簡単にまとめております。ちゃやまちタウンスクエア構想というようなことを掲げ、こういったものを目指してやっつけよう。主な活動内容として、茶屋町プロムナードとか、安全・安心向上に向けた取り組みをそれぞれ行っております。その中で、平成23年にこのたばこマナーの向上活動があるということを知りまして、協議会としても、ぜひ、やろうじゃないかということで、昨年より参加させていただきました。

今までの活動実績ですが、7ページの下の方に書いております。平成23年12月に認定をいただきましたので、翌年、平成24年1月に協議会の幹事会、これは、年に大体4回ほど定期的で開催させていただいております。そこの幹事会で、今回の活動の内容の説明ですとか、提供をいただく啓発物品等の紹介をさせていただきました。

そして、まず第1回目の活動といたしまして、昨年2月になりますが、NU茶屋町という商業施設がございます。ちょうど阪急梅田駅の茶屋町口の改札口を出た所辺りなのですが、そこで啓発物品のティッシュですとか、チラシ等を配布させていただきました。

その後、2月、3月にわたって、地元の町会の掲示板ですとか、そういった所に提供いただいたポスターなんかを掲示、そして、協議会のメンバーには、大手の企業さんも所属されておりますので、そういった企業さんの社内でもこの地域では、路上の喫煙をやめましょうという形で、啓発活動に協力をいただいております。その後、昨年5月と10月に同じ場所で、やはり啓発活動をさせていただきました。

その後は、同じように定例の幹事会で参加されている企業や、あるいは、学校の方々に啓発の協力を依頼したり、今年に入ってから、それぞれの茶屋町の町会ですとか、あるいは地域の女性会、そういった所での会合でも活動の内容を紹介して、地域としても協力をいただく、そのような活動をして来ております。

次のページに、そういった活動内容と写真を入れておりますが、こういった商業施設、人通りの多い所で、協議会のメンバーさんが一緒になってティッシュやチラシを配る。それから、10ページ、11ページには、町会の掲示板ですとか、あるいは、いろんな企業さんだとか、商業施設の建物、そういった所にこういった啓発のポスターとか、ステッカー等を貼っていただいていると。そういった活動を、現在までして来ております。

協議会のこの活動について、約1年ちょっとやって来た訳なのですが、正直なところ、こういった啓発活動によって、先ほども話があったかと思いますが、どれだけ、効果があったのかというのは正直分からない所だと思います。ただやっぱり、やらないよりはやった方がいいだろうと思っており、継続して地道にやっていくことが大切なんだろうなと思っております。

先ほどもありましたとおり、このまち、このエリア、何かたばこを吸ったらやばそ



うだなど、そういう雰囲気が醸し出せるようなまち、それには、まずまちの美観・景観、そういったものを自分たちで常にきれいにしておく。そういったことがまず大事なのだろうなど。要は自分たちでやっていく、まちをきれいにしていく、そういうことが逆に、ここはたばこを吸ったらまずうだなど、そういう気持ちを一人でも二人でも増やしていけば、時間がかかるかも分かりませんが、マナーの向上につながっていくのではないかなと。

それと同時に、勿論たばこを吸う方の権利と言いますか、先ほど言いました一服と言いますか、大事なことだと思しますので、喫煙するエリアと場所、そういったものをつくるというのも一つの考え方なのかなという気がいたします。協議会の別の活動で、三宮のまちを見学に行ったときですが、三宮の中央通り、今、JTさんの協力で、路上に喫煙できる場所を設定されていると。

逆にたばこを吸われる方は、歩きながらのたばこはだめだけれども、吸うのだったらあそこに行って吸おうと。実際に茶屋町でも、お店ですとか、商業施設の中で、吸い殻入れを置かれている所、そこには、人が集まって、そこでたばこを吸われる方も結構いらっしゃいます。今、建物の中ですとか、お店の中では、ほぼ禁煙が常識になって来ておりますので、どこに行っても吸えない所ばかりだと、逆にそれもちよっとまずいのかなという気も個人的にはしております。

そういったことも逆に喫煙できる場所をつくるというのも一つの考え方かなという気もしております。

あと、いろいろ大阪市さんの方から、ポスターですとか、啓発物品等を提供いただいている訳なのですが、一枚でも二枚でも多く、人の目に見える所、そういった所に掲示する、あるいは先ほど言いましたとおり、いろんな企業さんが協議会のメンバーもいらっしゃいますので、その企業内でも広報、掲示板とか、そういった所にも貼っていただいて、とにかく路上喫煙をやめましょう、たばこのマナーを向上しましょうという、そういう風なことを、一人でも多くの目に触れる機会を増やしていこうと。

それと、やはり最初に言いましたとおり、地道に継続していくことが大事なのだろうなという風に思っております。

以上でございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。御質問ございますでしょうか。

(吉村委員)

今、お聞かせいただきまして、本当に茶屋町の方々が、路上喫煙だけではなく、最初に始められた安全・安心向上に向けての取り組み、落書きとか、放置自転車とか、いろんなことに取り組んでおられて、その中に、これを入れ込まれたということは、組織としては、皆さん大変力を入れやすいと思います。地域でこれに取り組んだ経緯が、大変有意義ではないかと思います。

それで、今、いろんなお話を聞かせていただいた中で、段々と、皆さんが「アカン路上喫煙」という張り紙をあちらこちらに増やされている。これが目につくということとは、ここの場所で、したらあかんねんということをアピールされているということ、私は物凄くこれを見せていただいたからわかるのですけれど、どこもやっているかも分かりませんが、こういうことを、大阪市全市どこでもずっと続けていくということが、本当に大変ですけれども、若い皆さん方が続けていただくと。これ今、「アカン路上喫煙」と書いてあるのを見ただけでも、やはり、ここでたばこ吸うたらあかんねんというのが、学生であろうが、誰であろうが感じるなと思って、これいい方法をされていると思います。

それから、皆さん方が、最初から取り組まれている安全で環境を守るということ、最初の目的でやられていたのが、路上喫煙をこれに入れ込まれたということが、各地域が同じように段々と進めていくと、たばこを吸う、吸わないというのではなしに、吸ってもマナーをちゃんとするということが皆が自覚したら、私は、大変大阪市の中が美しくなると思います。

(鬼追委員長)

市の方で、各地区のいろんなこういうことに関する活動については、他地区へ、この地区ではこんなことをやっておられますよとかいうようなことの広報みたいなことはしておられるのですか。

(城戸事業改革担当課長代理)

できるだけ、広めるように努めております。ホームページ等でも公表はさせていただいております。

(鬼追委員長)

一応、広報活動はしておられるということですね。

(城戸事業改革担当課長代理)

広報予算は、大分、削られておりますけれども。

(鬼追委員長)

引き続き、一つ頑張っていたきたいと思います。

(吉村委員)

よろしくをお願いします。

(鬼追委員長)

それでは、他の皆様、いかがでしょうか。御質問などございませんでしょうか。

(吉田委員)

5ページのエリア設定です。これは、従来の協議会としてのまちづくり全般のエリアなのか、たばこマナーについて、このエリアを別途定められたのか、その点はいかがなんでしょうか。

(藤原様)

このエリアは、我々の「北梅田地区まちづくり協議会」のエリアでございます。元々我々の協議会は、名前は北梅田地区となっておりますが、新御堂筋が1970年ぐらいにできた訳なんです、この大きな道路ができたことによって、まちが分断さ

れる、大きな道路沿いの企業さんが勝手に景観を考えずにビルを建てられたら困るだろうということで、元々はこの新御堂筋の美観・景観を向上委員会、そういった名前です。でスタートしたものが発端でありまして、名前を変えて、今、「北梅田地区まちづくり協議会」ということで、元々の協議会のエリアをたばこマナーの活動エリアにさせていただきます。

(吉田委員)

そうしますと、ある程度、こちらは、大体企業さんの集積が多い地区ですよ、どちらかという。そうすると、構成メンバーのいらっしゃる会社、社屋をある程度基本にプロットされて、こういうエリアができ上がっているというようなイメージでいいのですか。

(藤原様)

当初は、地域からの呼びかけで、発起人の方の呼びかけということで参加された企業さん、例えば、近くに毎日放送さんですとか、ロフトさんですとか、あるいは、阪急電鉄さんとか、ヤンマーさんとか、そういった企業さんが当初から参画されております。

(吉田委員)

ありがとうございます。

(鬼追委員長)

よろしいでしょうか。

では、大変ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、北区経営戦略担当課長の高村様、お願いいたします。

(高村北区経営戦略担当課長)

北区の高村でございます。先ほども申しあげましたように、この場、中川区長が説明して質疑応答すべき所なのですが、どうしても所用が重なりまして出席がかなわないということでお許しいただきたいと思っております。

それでは、早速、説明させていただきますけれども、北区のこのパワーポイントに入ります前に、北区長から御自身の意見として、まず、御説明の前に次の4点を、先生方にお伝えくださいということを聞いてきておりますので、口頭で恐縮ですが、まず、1点が大通りや表通りだけの線的規制ではなく面的に拡大してほしいということが1点。

そして、これはこの委員会の所管事項から逸脱することももちろん承知の上ではあるのですが、2点目といたしまして、たばこの喫煙やポイ捨ての取り締まりだけではなく、チューインガム、ごみ捨て、犬猫のふん、放置自転車など、路上問題は多様であり、これらに対し、総合的に取り組める仕組みにしていきたい。そうしないと、環境向上につながらないというのが2点目。

3点目なんですけれども、たばこのポイ捨て禁止や、禁煙ゾーンが実効性を持つように、過料の徴収を徹底したり、その過料そのものの増額ですね。例えば、今、1千円なんですけれども、2千円から3千円にすることも検討していただきたいというのが3点。

そして、4点目なんですけれども、これらの業務を担っておられる方なんですけれども、放置自転車やごみ捨てなどの問題にも対処できる仕組みとするべきで、それを若者や生活困難者の雇用対策に当てたり、今よく言われておりますコミュニティビジネスや、ソーシャルビジネスにもつなげたい。現状は、その単一職務だけを担っただけなので、どうしてもちょっと非効率になるという考えを持っておられるということ。

以上、この4点のお伝えを先にするようということでありましたので、よろしくお願いたします。

それでは、資料に移りまして、パワーポイントの「路上喫煙禁止地区指定の意向について」【北区】ということをございますけれども、今回、3カ所を斜線で明示させていただいております。ちょっと見にくくて申し訳ないのですが、大阪駅周辺地区と、中之島周辺区域と、天神橋筋道路ということなのです。

まず、その次のパワーポイントの所で、大阪駅周辺地区についてなのですが、なぜ、指定が必要なのか。これは、大阪の玄関口として、駅利用者などの人の往来が多い区域、全て合わせますと、阪神、阪急、250万人が行き来すると言われておりまして、大阪駅だけでも85万人の一日の利用者があると、そういった人が多く行きかう所。

そして、ダイヤの2つ目に書いてます、駅から徒歩圏内にビルや商業施設が密集する区域であると。御存じのように阪急の建替えが終わりまして、また、近々阪神百貨店の建替えもということで、開発が予定されていると。

そして、3つ目が何よりも、この26日にオープン予定のうめきた・グランフロント大阪のオープンを控えていると。

こういうことで、たくさんの人でにぎわうということから、マナーの向上でクリーンなまちをアピールしたいという意図を持っております。

地図を見ていただきますと、具体的に、これが区長として線引きされたところですが、北側は済生会中津病院のある区域、梅田東の区域から、左の方、西の方に移りますと、グランフロントの位置、まち開きを控えているグランフロントの区域。

下に下がりますと、梅田の1丁目地域、ヒルトンホテルやハービスENT、あるいは駅ビルが連立する区域。そして、東の方がHEP NAVIOから茶屋町、先ほどもありましたけれども、茶屋町の方へと、こういう風に囲った範囲、非常にちょっと広範囲でございますけれども、区長としてはこの範囲をまず一つ、大阪駅に近い周辺区域ということで指定してほしいということです。

そして、次に、下にいきまして、中之島周辺区域ですけれども、既に、市役所から東側の方は指定されております。それに加えまして、御堂筋西側の日銀大阪支店の周辺区域ということで、なぜ指定が必要なのかというと、既に指定されている区域も含んでいるのですが、中央公会堂から日銀大阪支店にかけての歴史的価値の高い建造物、あるいは緑あふれる水際のプロムナードとしての価値という非常に落ちつい

た緑と調和した、歴史が調和したこの区域を指定してほしいと。

そして、この西側なんですけれども、四ツ橋筋にかけまして、フェスティバルタワーも大きなビルが開業しております。こういうことからして、含めてこの区域の路上喫煙禁止の指定をしてほしいと。それを持ちまして、市民の憩いの場としてすぐれた景観を演出したいという意向を持っております。これが中之島周辺地域です。

そして、3つ目ですけれども、天神橋筋の一部区域。日本一直線距離の長い天神橋筋商店街も横に控えますけれども、この北区役所の前の道路になるのですけれども、天神橋筋6丁目交差点北から、南が南森町交差点までの沿道区域。ここについては地下鉄堺筋線の駅、あるいはJRの駅に面している地域であって、また、縦に住まい情報センター、北区役所、キッズプラザ大阪、扇町公園等の公共施設と商業ビルが集中するメインストリートで、人、車の往来が極めて多い区域でありまして、我々北区役所職員も始終目の当たりにしておるのですけれども、その次に書いておりますように、そういった市民からの苦情、投書というのがかなり多くて、特に、やっぱり、ごみ、あるいは、ポイ捨ての問題ですけれども、不特定多数の路上喫煙者がおり、市民等への被害の恐れがあると。歩きたばこも非常に多い所でございます、マナーに欠けるという苦情もたくさんいただいております。

職員も毎週月水金と、地元のボランティアの方と協働で早朝清掃ということでごみ拾いもしているのですけれども、たばこの吸い殻が、いつも多いという状況です。

その※印に書いてますように、直接たばこにかかわらないということで、※印にしておりますけれども、先ほど申しあげましたチューインガムとか、犬猫のふんの不始末も含めて、一体的に抑制できる方策を考えることが必要だという認識に立っておりまして、総じて区役所前のメインストリートとして美観を損ねたくないという思いで、この3つ目を希望するものでございます。

結びとしまして、この今の中川区長が常に掲げておられる標語ですけれども、効率的で持続可能な都市型環境都市「プラチナ都市」という一番輝く都市という意味です

けれども、これを目指す北区としては、安全で快適な都市空間を提供するため、今、申しあげました3つの区域について、新たに条例による指定をお願いするものであります。以上でございます。ありがとうございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。御質問、御意見ございませんでしょうか。

特に、条例による路上喫煙禁止地区の指定を要望するというところでございますので、御意見、御質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(吉村委員)

先ほど、区長さんがおっしゃったように、いろんな問題について、やはりチューインガムとか、犬猫のふんとかの問題とか、それから、自転車の問題とかがおっしゃっていましたが、これも結局は、失業対策とかいろんな問題で、シルバー人材センターという所が、一応、自転車対策とかいろいろやっているのを御存じだと思いますけれども、もうこれらの問題は、区長さんの先ほどの意見の中に入っておりますが、こういう所に定年以後の方をたくさん派遣されているいうのを、私は人材センターの委員をしていますから知っておりますが、やはり何と言いましても北区はメインストリートとか目立ちますから、そやからやっぱりたばこのことが一番苦になっておるんではないかと、先ほどの地域の皆さんからこれからも続けていきたいというのを聞きました時に、私たちはせっかくこういう委員会をしておりますのでいわせてもらいますと、これから段々とたばこを、中之島周辺とかいろんな所で場所を決めて吸えないようになって、まだまだ手に持って歩く人が多く、過料の千円を取られる人がやっぱり大分ありますよ。だから、それがなくなる限り、地域で頑張っってやっっていくと仕方ないのと違うかなと、北区長に言うといってください。

(鬼追委員長)

今の北区の方からの御要望というようなこともございましたが、環境局の方は何かございませんか。特によろしいですか。



( 事務局 特になし )

(上島委員)

今、北区の御意見を聞きまして、コミュニティビジネスというふうなことを聞いておりますが、何遍も私この委員会でも話していますように、私たちたばこを売る方としては、大阪市に約300億円っていうたばこ税が入っておる訳でございます。

その中で、たばこが、ここの委員会ではたばこというものについては、いわゆるマナーですね。マナーが言われておりますが、今、北区さんがおっしゃっておられますように、猫のふんとか、いろんな、時によったらテレビとかそんなものも捨てている場合があるのです。そういうような物については、余り何もおっしゃらない。缶コーヒーとか、缶ジュースとか、そういうことも余り話題に出ない。

ともかくたばこたばこ、たばこが敵のように話が出ている訳ですが、私も昨年、通天閣の下に喫煙コーナーをつくっていただきました。JTさんの協力によりましてつくっていただきまして、吸い殻がいっぱいたまります。1日置けば、2つの灰皿がいっぱいになるのです。2日置けばもう臭くて臭くておられない。だから、それを掃除しているのですが、これにはやはり、そのちょっとした所に大阪市の公衆トイレがあるんです。大阪市の公衆トイレは、大阪市の環境局の方にも言いたいのですが、民間業者が掃除をしに来ております。その100メートルも離れていない所に、たばこの灰皿があるんです。私がずっと掃除をしております。また、店の子とやっております。

私は、今、こういう意見がありましたように、コミュニティというような意見、そういう人たちの人材を利用していただいて、トイレ掃除をするんだったら、たばこの吸い殻もただではないのですから、たばこ税というのはたくさん入っているのですから、一部は回していただきたい。

先ほど、北の茶屋町の方の話も出てきましたが、誰がそこを最後まで掃除するかというのが、一番問題なんです。

だから、やっぱり歓楽街でたばこ吸う人もたくさんおられます。そういう所にやはり、税金もあるのですから、大分の負担を大阪市さんも出していただいてもいいのではないですか。茶屋町のどこかに喫煙場所をつくっていただいて、愛煙家にもたばこを敵にするのではなく、税金がある以上はそういう分を負担していただいたら、地域も非常に助かるのではないかな。それが引いてはマナーの向上に繋がるのではないかなと私は考えておりますが、大阪市さんの方は、登庁したらもうポケットにたばこを入れたらいかんとか、勤務時間の間にはちょっとでも吸うたらいかんとか、罰則規定ばかりしているのです。そういう風なことを、私は大阪市さんに苦言を申したいのです。

そして、やはりそういう歓楽街、あるいは飲食街、そういう所にはたばこを吸う場所も必要ではないんですかね。嗜好品ですから。よく考えていただきたいと私は思っております。よろしく申し上げます。

(鬼追委員長)

何か御意見ございますか。

(城戸事業改革担当課長代理)

事業改革担当課長代理の城戸でございます。自己紹介が遅れまして申し訳ございません。

今、委員の皆様から出ているお話として、職員がたばこをもったらあかんという話ですが、実は、つい最近、服務規律の問題として、時間中たばこを持たない、持っていたら吸うからということで、服務の規律についての厳しい指示がありましたので、その点を踏まえて、時間中のたばこの携行についておっしゃっていただいているということでございますので、その点、御紹介させていただきますとともに、上島委員からいただいている御意見についても、御意見として賜りながら今後も考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

執務中吸ってはいかんというのはわかりますけれども、持ったらいかんというのは。

(城戸事業改革担当課長代理)

つい吸ってしまうということ。

(吉村委員)

そやから、持たなかったら吸わないだろうというもので。

(鬼追委員長)

吸ったらいかんというのは分かるけど、持ってはいかんというのは、ちょっと理解に苦しむけど。

(城戸事業改革担当課長代理)

余りにも、それでもなおかつ吸ってしまう者が出るので。

(鬼追委員長)

吸ったらペナルティなり何なりというのはあってもいい訳で、持っているからと言って別にどうってということないだろうと思うのだけ。

(城戸事業改革担当課長代理)

そこまで気を引き締めなさいという御指示ということ。

(吉村委員)

たばこ屋さんが居てはるのやから、そやから、大きな税金を大阪市に渡しているのを何遍も聞いているんで、言いたいことがよく分かります。これは余談ですけども、私らの所へ来られます役所の方が、ちょうどお昼になるからいつもたばこを飲まれる方にこっちの部屋で一緒にと言うたら、もう勤務時間中は絶対にたばこは吸えませんとおっしゃったので、ああそうですかというようなことがありました。勤務中というのは、私の所に用事に来るときも勤務ですから。でも、ちょっとこちらが休憩しているときに、お茶出すのと一緒やから吸いはったらと言った時にそう言われたのです。だから、今、物凄く厳しくなっております。

それでも市の職員の違反は、今、言うてる地下鉄の件の違反が何回かあると、48

回までの目標のうち、もう45回まで来ていると新聞にはっきり出ているのです。だから、やっぱり役所の方がマナーを何ぼ思っても、一生懸命に守ってらっしゃる方もおられるけれども、ちょっとぐらいと思って違反する方もあったから、もう私は、持たないようにされたのやなど。

そしたら、うちの近所の方が高校生か中学生に持ったらあかんというのと一緒やなと言いはったから、大の大人には、本当にマナー的には気の毒やなと思いますので。今日、もう喫煙、喫煙、これ本当に委員長、私新聞見たときに思ったんです。何でこんな大人が、そういうようなところへ追い込まれるか。私は上島さんの店が近所で、たばこの吸い殻も入っているのも知っているし、公衆トイレの場所も知っているから。あそこも掃除したかって、二日もちません、汚いです。ちょうど、そやから、私そういうことも知っているから、ここの店の前の灰皿はきれいに掃除してきれいになっています。

だから、それを役所の方に言ってお願いされるのも当然と思いました。以上です。

(鬼追委員長)

吉田さんは何かございませんか。

(吉田委員)

こうして区長の方から御要望が出るというか、結局、この禁止区域を考えるに当たっては、今後、どういうプロセスで物事を判断していくのか。

やっぱり何らかの基準が要るかと思うんですよね。人が集まる所、あるいはその大阪として、この地域だけは、そういったマナーをもう少し高めたいという所、そのコンセンサスを得ていくために、ある一定の区長さんがおっしゃるのではなくて、地域住民の方や、あるいは企業や、そこにステークホルダーとして生活される方々のさまざまな意見をどういう形で聴取して決めていくのか、そうしませんと、それぞれがここやこうやって言い合っているけれども、なかなか難しいです。そういった広げるに当たっては、基準づくりみたいなものが必要なのではないかなと。

これは、この委員会が考えていく話なのか、それはちょっと私、どういう役割があるかわからないのですけれども、それはどういう風に市の取り組みでお考えになっているのですか。

(金箱事業管理課長)

今、おっしゃられた部分。現在の段階で、明確にこういう形で、この対策委員会に決めていただくというのは、申し訳ないですけど、まだそこまでちょっと事務局案は持っておりません。

ただ、個別個別で、こういうエリアを決めるか、決めないかという方法とか、それと今、委員がおっしゃったように、ある程度、この委員会でどんな所については、対策として指定してもいいという風に決めていくか、どちらかの方向に進むのかなと、この委員会としては。そういう感覚は持っております。

今日は、意見を聴取する場ということで、それにつきましては、具体の御意見を賜ることはないのですけれども、次回、答申案という形でやっていく中で、ちょっとその辺の方向性については、ある程度、こちらの事務局としても御説明した上で議論していただかないと。その都度、その都度、場当たりのという訳にはいかないのかなと思っております。

ただ、広いこういう風な話としては、こう言えるのですけれども、なかなか事務局としてもそこまで出すのは大変だというものを感じておりますので、また、各委員の御意見、知恵をお借りして、この対策委員会でどういう方向に行ったらいいかということにつきましても、また、ちょっと御相談をしないとあかんというのが、ちょっと事務局としては担当ということの意見で、本日は、そういうことしか言えませんが、けれども、今後、今、おっしゃられた部分を含めまして、この対策委員会、どうしていくのか。そこら辺のことは、また、きっちりと御相談させていただきたいなと思っております。

今日の所は、それだけしか申しあげられなくて申し訳ないのですけれども、お願い

いたします。

(鬼追委員長)

できるだけ早目に市のほうの御要望なり御要請なりというのをお聞かせいただいた方が、できるだけ委員会での議論の時間も多く取った方がよろしいかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

他に委員の方からいかがでしょうか。

それでは、よろしゅうございますか。最後になりましたけれども、都島区の田畑区長さんがお見えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

(田畑都島区長)

都島区長、田畑と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に都島区は、北区のちょうど東に位置する区なのですけれども、今年の重点施策としては、安心・安全なまちづくりというものを、最重点課題として置いております。防災の取り組みとかと同様に、このたばこの問題、非常に力を入れて取り組んでいきたいという風に思っております。ちょっと説明の前に、つけ加えさせていただきます。

18ページの下の所を御覧ください。都島区京橋という地区を抱えているのですけれども、こちらでそのまま喫煙禁止という形でできないかという風な形で、今、模索をしている所です。

京橋について、簡単に説明させてください。東の玄関口という風に呼ばれておりまして、いろんな飲食店が並んでいる土地なのですけれども、大阪の中では、京橋あるよねって、人によってはマイナーな地区という風に捉えられる方もいらっしゃるのですけれども、実は、京橋って物凄く人の出入りが激しい所で、京橋駅という所があるのですけれども、JRで言いますと環状線、東西線、これが走っております。

JRの駅で言いますと、JR西日本の主要駅の中で、4番目に乗降者数が多い駅です。1番目大阪駅、2番目京都駅、3番目天王寺、その次に京橋駅で物凄く乗降者数

が多いです。その他にも地下鉄とか京阪とか走っているのですけれども、この京阪本線、鶴見緑地線、片町線、それぞれの路線で、京橋駅が一番この路線の中で乗降者数が多い所です。

こういう所で、関西圏の中でもかなり主要な駅ではないかなという風に考えておりまして、やっぱりここのまちづくりというのが非常に大事なのではないかなという風に考えております。

19ページの上を御覧いただきたいのですけれども、この京橋というまち、これから、どんどん活性化を考えていかないといけません。実は、私が来る前、平成23年度に京橋をどういう風にしていくのか、どういうものが課題なのかという、京橋のあり方という風な調査を区役所の方で行いました。

それで、端的に申しあげますと、やはり、大阪の主要のまちと言いますとキタとミナミという所が代表的にあると思うのですけれども、やっぱりここと差別化した形で、京橋という、物凄い町があって、今はどうしても「おっちゃんの町」というイメージがついている部分があります。ただ、ここから脱却してきれいでおしゃれな町、若者が集まる町、こういう風にしていかないといけない、これもまちの人の悲願でもあるのですけれども、こういう風な方向性で進んでいきたいという風に考えております。

これを実現するためにも、やっぱりいろんなハードルがございます。はみ出し看板だとか、放置自転車だとか、本当に課題は幾らでもあるのですけれども、この中でも一番最大の課題という風にみんなで認識しているのが「町の美化」です。これ、ごみのポイ捨てとかあるのですけれども、やっぱり数の面からも圧倒的に多いのが、今、たばこのポイ捨てです。私自身、京橋駅、かなり毎日のように朝、あるいは晩、見回りをさせていただいておりますけれども、飲み屋街もあるということもありまして、これ、たばこの吸い殻の数が半端じゃないです。吸う人の数も半端ではないです。やっぱり、一日終わって深夜まで飲まれる方いらっしゃって、その後、早朝出かけますと、もう本当にその辺り中、吸い殻という形で、これどうにかしないといけないと、非常

に大きな課題だという風に考えております。

これ、まちづくりの観点以外でも、安全、健康の観点からも、非常に住民から声をいただいております。PTAとか、いろんな所から、やはりここのまちの美化と言いますか、やはりポイ捨てがどうしようもなく多いと、どうにかしてくれという苦情というのが物凄く多く受けます。

あと、京橋で特徴的なのが、非常に栄えている町であるのですけれども、すぐ住宅街が広がっております。そんなに大きな町ではないのです。すぐ、徒歩圏内に小学校も中学校も高校も幼稚園もございます。本当にすぐ近くにあるのですけれども、なので京橋エリアという形で見ますと、いろんな子どもというのが毎日のように朝晩通行しているのです。

その中で、やはり大人の人達が、こう、たばこを持ちながら子どもの目線で火がついたものを振りますと、それを保護者の方たちは物凄く懸念しておられます。こういう安全とか、健康面、あと副流煙の問題もそうです。高齢者の方々も非常に気にしておられます。こういう観点からも、やはり区として、何とかしていかないといけないなという風なことを思っている次第です。

19ページの下なのですけれども、喫煙マナーに関して、これまでどういう取り組みをしてきたか、これを簡単に書いておりますけれども、啓発については、他の区と同じように、ポスターを掲示したりだとか、配布物をやったりだとか、そういう所に取り組んで参りました。これ「効果なし」と言うと言い過ぎなのですけれども、非常に限定的でした。やはり、今、現状を見てもポイ捨ての喫煙マナー、全然直ってないことも考えますと、何らかの対策が必要なんではないかなと考えております。ちょっと前、余りにもポイ捨てがひどいので、大きい灰皿を設置したこともあったようです。ただ、これ弊害としまして、家庭ごみを一緒に捨てられてしまって、どうしようもなくなったというような、そういう風になりまして、それでやむを得ず灰皿の撤去をせざるを得ないという判断に至ったようです。撤去はしたのですけれども、灰皿を元々



置いてしまったこともあって、いや、ここではもうたばこを吸っていいんだということが、喫煙者の方々の認識として広がってしまいまして、灰皿を撤去した後は、灰皿がないまま喫煙だけが残ると、吸い殻だけが物凄く増えていると、そういう風な状況です。

今、ここ京阪モールとか、いろんな商業施設があるんですけども、その清掃業者の方が一緒に清掃していただいたりだとか、あとはもう町の住人、本当にボランティアでよく清掃活動をしていただいています。そうやってイタチごっこが続いている訳ですけども、まだ、打開策というものは見つかっていない状況です。

最後、20ページの上を御覧ください。今、都島区の施策として考えております方向性として、ちょっと図で書かせていただきました。

一つは、左側が禁煙化に対する地元からの要望というのも非常に強くございます。これ、先ほど御説明させていただいたとおりです。特に、都島、北区とか中央区からも近いということもありまして、子育て層が非常に多く移住して来ております。マンションも非常に多く建っております。京橋エリアも近いです。区としても、子育て層の支援というのをどんどんやっていきたいと考えておりまして、その一環としまして、やはり、禁煙化というものが一つのキーワードにはなるのではないかなと考えております。

あと、右側、禁煙化に対する国際的な動き。やはり、私自身もいろんな国に居住、あるいは滞在をして参りましたけれども、この禁煙化ということに関しましては、やはり日本は非常に遅れているという風に思っております。市長も国際競争力を挙げて、例えば、シンガポールとか、そういうアジアの大都市とも戦えるような都市にしたいという風なことを明言されていますけれども、そういう意味でも、シンガポールも非常にきれいな町ですけども、きれいな町、環境美化に関するインフラ整備というものを行政としてやっていかないといけないのではないかなと思っております。特に、健康面に関しても100%受動喫煙がない環境をつくるというのは、行政しかできな

い、あるいは行政しかできない義務的なものかなという風なことを考えております。

こういうことを踏まえまして、区としては、ぜひ、京橋エリアというものを全面禁煙化という方向性で打ち出していきたいと考えている次第です。

今後、どういう風にやっていきたいかということ、一番、最後のページ、書かせていただきました。

まずは、地元の意見集約。ここが非常に大事かなと思っております。先ほど御説明申しあげました区としての方向性、こちらその広報紙でも今まで書かせていただきましたし、あと、出前講座という形で、いろんな区民の方へ今まで400人以上会ってきましたけれども、その中でもこの方向性、説明させていただきました。今までの所、反対意見は全くございませんでした。賛成者も非常に多かったのですけれども、引き続き、パブリックコメントとか、いろんな制度を利用しながら、広く区民の声を聞いていかないといけないなという風に思っております。

2番目に、商店街の意見集約です。やはり京橋の近辺、非常にお店が多いので、たばこを禁止としたときにお店のインパクトも多少あると思います。こういう所から、地元の商店会連盟の会長さんとも話を進めておりまして、その商店会連盟にも会長さんを通じて議題を出していただいております。結論から申しあげますと、基本的に賛成という回答をいただいております。ただ、京橋と言ってもどこからどこまで禁煙にするかというエリアの定義というものが非常に難しい所がありまして、これは、これからちょっと協議と言いますか、話し合っていないといけないかなと思っております。

一番最後、リサーチです。今、喫煙の状態というものが、数値的にどうなのか、あるいは、エリアというものをどういう風に設定することが最適なのかということに関しまして、やはり、一度、きちんとリサーチをかけないといけないなと思っております。こちらは、平成25年度の予算にも計上しておりまして、今年の夏、このリサーチというものを実施する方向で考えております。

この結論を踏まえまして、環境局とか、皆様とも協議をさせていただきながら、ぜひ、京橋エリア喫煙禁止エリアとして、制定していければと考えております。

以上でございます。

(鬼迫委員長)

ありがとうございました。

ちょっと私、聞き逃したのだらうと思いますが、キタとミナミとの差別化をしていく必要があるというのは、具体的にはどういうことでしたか。

(田畑都島区長)

キタ、非常に大きな町です。ミナミも非常にユニークな町です。このキタとミナミと同じことをやっていたら、どうしてもお客さん、区外から来る人というものは、もうあちらにとられるよねという発想です。

なので、京橋として、独自のユニークなことをやっていかないといけないという意味での差別化という意味で申しあげました。

(鬼迫委員長)

それと、京橋がおっちゃんだけの町っていうのは、昔からそう言われているのですか。

(田畑都島区長)

実際はそうではないのですけれども、非常にカフェとかも多くて、最近是非常におしゃれになって来ているのですけれども、やはりそういうイメージがついている部分もあると思いますし、この商店街の方達も、ここからの脱却ということを盛んに言うておられます。

(鬼迫委員長)

皆さんいかがでしょう。

(吉村委員)

京橋もですけれども、大阪全体で、やはりこのことを考えている地区は今日、御発

表いただきました。各区もやはり、私も浪速区ですけど、安全・安心まちづくりのために今の言っている上島さんらの問題もやっぱりあるので、各区がこういうのを、初めて提案いただいて、やっぱり区の中でいろんなことを考えておられるということは大事ですけども、予算、平成25年度の予算計上が済んだというのは、お宅の区だけですか。

(田畑都島区長)

他区は、ちょっと存じあげないのですけれども。

(吉村委員)

それも、予算を組むのだったら、みんなの所に、やはり委員長、せなあかんの違いますか。

この方が今おっしゃった予算のこれを計上したというのは、やっぱり、各区でいろんなことをやっているんで、予算を大阪市に出す場合でしたら、区長さん全部がこういうことをうちの区は、やっているねんと、そしたら、これの予算が何ぼ要るねんというのを、市に出すときに御一緒にやってもうたら。

これ初めて今回見させていただいて、いい参考になりました。今日は。だから、やっぱり各区にはいろんな区の思いがあって、新区長さんの考えもいろんな方がいらっしゃるので、私はたばこの問題を発端として、ずっとやって来られているということはよかったなと思います。区長さんが直接発表されて、今日おられるので、それで言ったのです。

(鬼追委員長)

これは、区の予算というのは、区が組むのですか、市が組むのですか。

(金箱事業管理課長)

私どもの局と、それぞれの区で、自分のところの事業を考えます。その中で、最終的には大阪市全体として、この内容は、今、区長さんがおっしゃったように、都島区が独自にやるということでこれだけの事業に対して認めましょうとか、環境局として

こういう事業については局としてやるんですねと、それについては理解しましたが、当然、これだけ局としてやってくださいというようなことなので、24区とか、局もいっぱいありますけれども、それが全部同じ形で同じものがつくということには、ちょっとならないかなと。

だから、各区とか、各局で、やっぱり今の時代は、知恵を絞って、やはり自分らの問題点をいかにして事業でやっていくかということで、それぞれ限られた財源を確保していくという形になっておりますので、その中で都島区さんは安全・安心、それから、たばこに対して、特に、その中で今年度事業をやっていこうということで、言葉は当たってないかもしれないですけども、かなり力を入れられたと。他の区は、他の区で、また安全・安心で、その中で区の特性でこういう所にやっぱり力を入れていって、予算を確保しよう。局は局として、また、こういうたばことか、それからごみとかということでやっていこうということで、そういう形で予算要求して成り立っておるといふ風に考えていただいたらと思います。

(鬼追委員長)

そうすると、その活動計画によって、それぞれ予算が編成されるということなのか。

(金箱事業管理課長)

それぞれやっぱり変わるといふか、横並びではなしに、変わっていくことはあります。

(鬼追委員長)

他の皆さん、いかがでしょうか。

(吉田委員)

区長がお越しなのでお尋ねしたいのですけれども、いわゆるエリアの全面禁止する方向性と、この議論の考え方の中に、やはり先ほど上島さんらもおっしゃっておられるように、一定数の喫煙愛好者がいらっしゃるわけです。

そういう方々と分煙するという風な発想。例えば、京橋エリアを全面禁止エリアにした場合、ある特定のエリア街区を、一部、吸う方のためのエリアとして確保すると、そういったお考えはおありですか。そういうこともすべきではないというお話ですか。

(田畑都島区長)

そこは本当に区民の皆様、あるいは商店街の皆様と議論をしていくべき所ではないかなと思っております。非常に難しい問題だと思っております。

嗜好品ですので、本当にそういう方達の意味というのは、非常に尊重したいというふうに思っておりますけれども、やはり中途半端に分煙しますと副流煙という問題がございます。やはりここの苦情も非常に多いので、外に煙が出ないような建物のつくりですか、そういう風なことができるのであれば、そういうことも勿論検討していくべきではないかなと考えております。

前に千代田区に住んでいたのですけれども、そこでまさに分煙という風にはなっていたのですが、その1エリアでそういう風に物凄くたばこの吸う方が集まる訳です。公園の隅とかに設定されていたりする訳ですけれども、そうすると、物凄くやっぱりそこから出る煙がすごくて、結局、公園全体がその臭いがすると。そうすると、いつの間にか赤ちゃんを連れてお母さんたちは、そこで遊べなくなると。そういう風なこともありましたので、そういうこともしっかり皆様と議論をしながら検討していければと思っています。

(鬼追委員長)

どうぞ。

(上島委員)

今、お話を聞いておりましたら、区長さんは、全面禁煙という風なことをおっしゃっておられます。私もそういう風に感じました。

その前段で灰皿を設置した。ごみがいっぱいあったと、どういうごみがいっぱいあったんですか。家庭ごみですか。

(田畑都島区長)

家庭ごみという風に聞いてます。

(上島委員)

その灰皿は、どういう灰皿を置かれたのですか。

(田畑都島区長)

丸い、比較的大きなものを置いたという風に。

(上島委員)

それは、家庭ごみが入るような灰皿を置かれたんですか。

(田畑都島区長)

そういう考え方もありますけれども、それを小さくすればという風な、家庭ごみが入らないような形状のものをという考え方も一つはあるとは思いますが。

(上島委員)

私は、もちろん灰皿、その家庭ごみが入らないような、事実、私たちがしているのは、多少のものは入れられます。何か、例えば、キャンディーの棒とか、そういうものはさっと入れられますけれども、そのごみが入るような大きな灰皿をすることが、まず、間違い一つ。

それから、それ以前に、私は月に1回くらいは、毎月、毎月、女性の方の協力によりまして、清掃活動をしております。何が一番邪魔になるか。自転車です。町にいっぱい出ているのです。その京橋も恐らく自転車がいっぱいあると思うのです。放置自転車ではありません。通勤自転車だとか、いろんなものがあると思います。それから、商店さんの出店の台。私たちは、掃除するにはそれが非常に邪魔になるんですね。だから、それをまずきっちり行政として、そういうものをきっちりとしていただければ、そこから、それでまだ、たばこの吸い殻がたくさんあるとおっしゃるのだったら、区長さんがおっしゃることも理解できますが、まず、自転車とか、道路上にはみ出ているものについては、余りおっしゃらなくて、たばこ、たばこってたばこばかり言

うんです。

大きな公園にたばこ吸う者が集まります。100人も200人も集まりません。ただ、5、6人集まって吸うて、そんなたばこで子どもというのは、うちの子どもにたばこの煙が来る、そういうこと、僕、ちょっと信じられないのです。まず、それよりも、道路に出ている障害物を先にきっちりと整理していただきたい。そうすると、我々も清掃するものにとっては、きれいにできるのです。自転車あるわ、何あるわいうから、なかなかきれいにいかないんです。

だから、そういう所から、まず、始めていただきたいと思います。もちろんたばこもポイ捨てはだめです。ポイ捨てはだめですけれども、掃除する側に立ったら、そういう風な感じ方を持っております。

(田畑都島区長)

おっしゃるとおり、自転車の問題も非常に大きな課題だと思っておりますけれども、自転車の課題とたばこの課題、あくまでも独立した事象だという風に考えておりました、勿論自転車の問題も、駐輪場も整備してますし、いろんな取り組みをやっていきます。そちらはそちらで大問題ですので、独立した事象として取り組みをやっております。たばこはたばこで、やっぱり自転車の後にやるのではなくて、並行して同時に進めなければいけないのではないかなと思っております、区民の方からの声も非常に大きいので、それで優先課題として取り組みをさせていただいている次第です。

(鬼追委員長)

他の皆様、いかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今皆様の方からいろいろ寄せられた御意見をベースにして、委員の方々の御意見などを伺いたいと思います。約20分くらいの予定で、委員会の意見の交換をさせていただきたいと思うのですが、ございましたらどうぞおっしゃってください。



(吉村委員)

現在、私たちは、路上喫煙の問題で会議させていただいた中で、いろんなことが出ておりますが、今さっき上島さんがおっしゃったように、道端に出ている看板とかの問題で、いろんな行事の前に清掃するんですが、新世界の道路の所、それを撤去するのにもう大分かかりました。やっとな、今、その道路に看板が出なくなって掃除がしやすくなったら、喫煙の問題が出てきました。

だから、やはり大阪市をきれいにするのには、次から次と、いろんな問題に取り組んでいかないといけないということがよく分かったのですけれども、今日各区で考えておられることを御発表いただいたのを、今後、次の時までには役所の方で考えていただいて、これを含めて、私たちがこれから勉強会をしていかないとだめだなということが、今回よくわかりました。

だから、他の委員の方、お休みになっている方も皆さん出てきたら、区はこういうことをお考えになっていて、今日は2区ですけど、他の区も聞いていただけるような形を何カ月かに1回かぐらいでしていただいたら、大阪市全部の区のいろいろな考えが分かるのではないかと思います。いかがですか。

(鬼追委員長)

ここで出された御意見などは、どういう形で広報化されるのですか。

(城戸事業改革担当課長代理)

先ほど事務局の方から御説明させていただきましたとおり、現在、禁止地区を希望されている区というのがございますけれども、おおむね、資料にもございますとおり、大きくはターミナルとか、人通りの多い所ということで、今、区長様からも御説明もありましたとおり、やはり、そういった所に対する市民の声も多く寄せられているという所もございます。

そうした上で、現在は、PR効果などを狙いまして、御堂筋という形でございますけれども、今後は、やはり、何らかの禁止という手段と言いますか、過去の本委員会

では、マナーの向上があれば、一定、活動についても見直していこうということもございましたけれども、今後は、やはり禁止といった取り組みというのが必要だという風な所もあるのかなという所が、本日の議論等でもあったかと思えます。

今後、事務局の方で一つの考え方なりをお示しさせていただきながら、次回の会議では一定議論をいただきたいなという風に考えている所でございます。

(鬼追委員長)

私の記憶違いでなければ、以前から堺筋がどうですかとか、その南北線上はどうですかとか、そういう議論があったように思うのですが、市のほうから一向にうんとおっしやおっしやらなかったです。それはどうなっているのかというような、御堂筋だけではないのではないですかというような、たしか御議論があったように思えますが。

(城戸事業改革担当課長代理)

当初の議論として、そうでございます。平成19年、平成20年と、この頃から取り組みを進めまして、一定禁止ということについては、PR効果なりとか、あるいはやはり過料徴収もしやすいと言ったらあれですけども、路地裏で過料徴収というのはいかがなものかという所もございまして、一定、御堂筋の推移を見ていこうという所もあったかと思えます。

おっしやるとおり堺筋等もございましてけれども、あの当時と比べましても、ちょっと、まちの様子も変わってきたりしている所でございます。

今回の所は、事務局として再度禁止地区の特徴等も何らかの形でまとめ直す必要があるかと思っておりますけれども、御指摘いただいているようにこれまでの議論を踏まえて、ちょっと一定、どういう考え方としてまとめられるのか、あるいは御審議いただけるのかという所については、ちょっとお時間頂戴したいと思っております。

(鬼追委員長)

分かりました。委員の方々、いかがでしょうか。

(吉田委員)

二十数年ほど前に、大阪市で違法駐車が大変社会問題となっておりまして、ところが最近、比較的少なくなっているかなと。私も大阪市民でして、自分自身のことを考えますと、20年前は気軽に市内にも停めておりました。

ところが、それを止めた一つの大きな原因は、やっぱり過料の問題です。いきなり警察チェックなしに指導員さんが来られて、すぐさま罰則を取られるというのが一つ。

それと、駐車場が比較的周辺に完備されている。コインパーキング等もあり、街中に停められるようになったこと、その2点が大きく減ってきた要素ではないかなと思います。その辺から、今回の話をしますと、やはり、北区長がおっしゃっているように過料の問題もよっぽど厳しくなれば、わざわざ吸わないだろうなと思います。

それと、先ほど、やはり吸う方の場所、逃げ込む場所を同時に確保しないと、単に禁止だけしていても、結局、その周辺にまた出てくるという問題も出てきますし、イタチごっこの可能性もありますから、そこはやっぱり共存するというか、対策を合わせもって考えておかないといけないのかなと、そういう意識を持っております。

以上です。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

(上島委員)

いろいろ議論いただきましてありがとうございます。

私も吉田委員さんの話に同感でございます。やはり吸う人と、吸う人の権利も、また、愛煙家とたばこの嫌いな人との、そこは妥協点を何とか生み出して、行政を運営していただきたいと思っております。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。皆様の方から御意見を頂戴しまして、少し進行が早目に進んでおりますけれども、路上喫煙禁止地区にかかわる考え方についての審議は、一

応、これで一段落させていただきます。後で、また、お気づきの点がありましたら、御発言いただくことは結構でございますが、とりあえず、一区切りをさせていただきたいと思います。

それでは、次に、「たばこ市民マナー向上エリア制度」新規応募団体について、議論を進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(金箱事業管理課長)

今、委員長から、本日の委員会の議題につきましては、一定、御意見を賜ったというところでございます。

その点につきまして、先ほど、事務局の私どものほうから申しましたとおり、次回、何らかの形で、私どものほうで案をつくりまして、路上喫煙禁止地区につきましての答申案という形になるよう、何とか私どもの方でさせていただいた上で、もう一回、5月下旬ぐらいに審議をお願いしたいなと思っております。

日時につきましては、この場ではちょっと、すぐという訳にはいきませんが、早々に日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、「審議会の設置及び運営に関する指針」というのがお手元に資料としてお渡ししているかと思いますが、「審議会等の設置及び運営に関する指針、解釈・運用の手引き」というこの資料を御覧いただきたいと思います。

この資料に基づいて、でございますけれども、この資料は、あくまでも関係する部署だけの抜粋ということで、いきなり1枚目、16ページということになっておりますけれども、その点、必要な箇所だけということで御理解いただきたいと思います。

まず、1枚めくっていただいて、下に16と書いている所でございますが、「第7会議の公開 1 会議の公開基準」といたしまして、「審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。」ということが、この指針で決められております。

従いまして、原則公開ということでこの審議会も進めさせていただいている所でございますが、1ページめくっていただきますと、裏面、17と書いてある所に、例外規定というか、この会議におきまして、次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合は、非公開とできるというような形で、除外規定が設けられております。

その「(1)のア」という所でございますけれども、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)があつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の情報により、特定の個人を識別することができるものにつきましては、非公開とすることができる。」という内容でございます。

それから、18ページでございますけれども、そこにも、「法人その他の団体に関する情報、または、事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等、または、当該個人の権利、競争上の地位、その他、正当な利益を害する恐れのあるものという場合につきましても、非公開にできる。」ということが内容として、指針として取り決めております。

ただ、こういった内容につきましても、最後、27ページ、裏面ですけれども、「公開・非公開の決定というのは、それぞれの審議会等で決定するものとする。」ということになっておりますので、先ほど、申しあげました解釈の手引等の部分から、この後の本日の議案であります、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の応募団体につきまして、応募団体の個人情報も含めて審議していただくこととなりますので、公開・非公開の決定をこの場でお諮りしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(鬼追委員長)

ということでございますが、非公開ということよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

それでは、非公開ということですので、一部、御退席いただく方いらっしゃいますか。

(金箱事業管理課長)

そういうことでございます。恐れ入ります、傍聴の皆様方、御退席いただきますようによろしくお願いいたします。

(鬼追委員長)

本日は、ありがとうございました。

《非公開》